

もし、自分や家族が当事者であつたら…
と考えてみたことがありますか？

ハンセン病回復者等の人権

2001(平成13)年5月、熊本地方法判所は、「ハンセン病は遅くとも1960(昭和35)年以降には隔離の必要はなく、隔離政策を続けてきたことは憲法に違反していた」と示し、国の責任を認めました。ハンセン病患者の隔離を定めた「らい予防法」は、1996(平成8)年に廃止されましたが、90年に及ぶ誤った施策により、社会の中に強められた偏見や差別は、今も残されています。

条件として、断種や人工妊娠中絶が行われました。
わたしたちにできることは？

また、ハンセン病が不治の病と考えられていたことや、遺伝する病気と考えられていたことなども差別されてきた理由にあげられます。
このようなことから、入所者は、家族への偏見や差別を恐れ、療養所内では偽名を名乗ることを余儀なくされました。

国立療養所菊池患楓園では、今年の2月に保育所が開設されるなど、地域との交流の拠点として開放され、夏祭りや文化祭・作品展・施設での勉強会など、多くの人々が患楓園を訪れ、交流・啓発をとおしてハンセン病に対する理解と支援の輪が広がっています。

ハンセン病とは？

ハンセン病は、感染力の極めて弱い細菌による感染症で、すべれた治療により、障がいを残すことなく外来治療で完治します。

隔離政策により起きた人権侵害

昭和になると、ハンセン病患者を見つけ、強制的に収容し、県から患者をなくす「無らい県運動」が官民一体となつて行われました。

また、ハンセン病療養所内においては、退所も外出も許可されず、職員不足などを補つため、看護、耕作などの作業を強いられました。

明治時代に、政府はハンセン病患者を一般社会から隔離する政策をとり、患者を療養所に隔離したり、患者の家を消毒した

さらに、療養所長に所内の司法権・警察権が与えられ、監禁室も設置されました。さらに入所者には、療養所内での結婚の

また、ハンセン病に限りならず、そのほかの人権問題についても、他人事としてではなく、自分のこととして受け止め、全ての人の人権が尊重される社会の実現に向けて、取り組んでいきます。

(熊本県人権同和政策課「人権研修テキスト」参照)

益城町教育委員会

ふるさとの地名漫歩

歴史の変遷と地名

345

飯田山常楽寺⑤

飯野地区にはそのほかに常楽寺の宗教圏を示す小池秋永の微少地名「寺地面」や石塔類、秋永観音堂、上砥川の重福寺跡の衣更の阿弥陀堂、砥川神社境内の五輪塔残欠、逆修碑、五楽の阿弥陀堂、木崎の荒帆宮などが散在しています。

常楽寺の信仰圏は飯野地区とは別に嘉島町から御船町木倉地区へと広がり、中世以来から培われた信仰心が健在のようです。

その信仰の要である常楽寺の宗教活動を裏で支えたのが門前村としての飯田村です。常楽寺は繁栄時には三百人の修行僧がいたと伝えられる九州屈指の大寺であり、門前村の性格は年貢の集積作業、修行僧の薪炭食料など需要物資の供給のために常楽寺に隷属し、修行僧の生活を支え寺院の維持管理の労力の提供などにあります。この飯田村成立時期の確かな資料はありませんが、常楽寺開基当時は寺僧の自給自足で間に

合つても、寺格の上昇に伴い寺域内の山林伐採、山畑山田の耕作で生計を立てる寺の隷属民の集団の労力が寺院経営に必要とされ次第に門前村を形成したと思われます。

常楽寺は開基以来栄枯盛衰を繰り返した後細川氏入部によりその尊崇を受け寺格を維持します。その間飯田村も盛衰があつたでしょうが、近世に土山瓦が焼かれると燃料の松の木の供給や関連の作業で繁栄し、各戸とも屋敷に見事な石垣を築きました。

益城町史編纂時に熊工土木科の生徒と一週間にわたり、旧飯田村を、一戸一戸測量して完成したのがこの二十一戸の測量図です。この石垣は益城町唯一の中世・近世村落の貴重な文化財遺跡として保存すべきです。

益城町文化財を訪ねる会 会長 松野國策

